

# 令和2年度の保険料額が変更になります

▶ 問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)  
年金・長寿医療グループ (☎<sup>05</sup>2137)

◎均等割の軽減割合 保険料均等割の軽減割合の一部が、変更となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	
	令和元年度	令和2年度
33万円かつ被保険者全員が所得0円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	8割軽減	7割軽減
33万円	8.5割軽減	7.75割軽減

◎均等割2割・5割軽減の範囲 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減における所得判定基準が、変更となります。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合
令和元年度	令和2年度以降	
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

令和2年度の保険料額は、令和元年中の収入などをもとに保険料を算定し、**7月に通知します**

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する『均等割額』と、前年の所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。

均等割額

52,048円

+

所得割額

(令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%

=

1年間の  
保険料

- 所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いたものです
- 1年間の保険料上限額は64万円です（令和元年度は62万円）
- 年度途中で加入したときは、加入した月からの月割計算となります

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税や国民健康保険税の納付が困難な方は、猶予制度が受けられる可能性がありますので、ご確認ください。

○対象となる事例

- ・新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ・納税者本人または生計を同じにする家族が感染した場合
- ・納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合
- ・納税者の方が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合など



※詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ 市税に関すること：税務グループ (☎<sup>05</sup>1155)

国民健康保険税に関すること：国民健康保険グループ (☎<sup>05</sup>1771)